

平成 28 年度 麻布大学授業料等の免除の取扱いについて  
(東日本大震災又は平成 28 年台風第 10 号)

平成 28 年 10 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、授業料等の免除又は徴収猶予に関する内規に基づき、標記の災害による平成 28 年度授業料等の免除について定める。

(対象者)

第 2 条 平成 28 年度授業料等の免除（以下「免除」という。）の申請対象者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する学資負担者とする。

- (1) 東日本大震災又は平成 28 年台風第 10 号に係る災害救助法適用地域に居住し、当該災害により被災している学資負担者
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）による避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（旧警戒区域又は旧計画的避難区域））に被災当時に居住し、現在においても避難生活を継続している学資負担者

(申請手続)

第 3 条 免除を申請する学資負担者（以下「申請者」という。）は、学資を負担する学生を通じて、所定の授業料等免除許可願及び別表第 1 に定める証明書等を提出する。

- 2 別表第 1 に定める証明書等のうち、収入を証明する書類は、生計を共にする者全員から提出してもらいとする。ただし、生計を共にする者に就学者（就学者とは、小・中・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、大学（短期大学・通信制・専攻科・職業技能別科を含む。）及び大学院に在学するものをいう。）がいる場合には、当該就学者の収入を証明する書類提出は、不要とする。
- 3 提出してもらい収入を証明する書類とは、生計を共にする者が、勤務先から受ける給料・賞与などの所得を得ている者（以下「給与所得者」という。）に該当する場合にあっては源泉徴収票を、給与所得者以外に該当する場合にあっては確定申告書等の控えの写しを、無収入の場合にあっては非課税証明書とする。

(免除の条件)

第 4 条 免除を認める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請者が給与所得者の場合は、前年度の収入金額が 841 万円以下であること。
- (2) 申請者が給与所得者以外の場合は、前年度の収入金額が 355 万円以下であること。
- (3) 申請者に給与所得と給与所得以外の所得の両方がある場合は、源泉徴収票の支払金額と、確定申告書等の所得金額のうち、給与所得以外の金額を合計して、841 万円以下であること。

(収入金額の計算)

第 5 条 収入金額の計算は、申請者より提出のあった別表第 1 に定める証明書等のうち、収入を証明する書類に基づいて計算する。

- 2 計算は、給与所得者にあっては源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外にあっては確定申告書等の所得金額とし、給与所得と給与所得以外の所得の両方がある者にあっては源泉徴収票の支払金額と確定申告書等の所得金額のうち、給与所得以外の金額を合計した金額とする。

(免除の内容)

第 6 条 免除の内容は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(選考及び免除者の決定)

第 7 条 免除候補者の選考は、経済支援検討会（以下「検討会」という。）において行い、申請者から提出のあった収入を証明する書類又は非課税証明書のうちから、第 4 条に基づく収入金額の計算により、最も高い金額を用いて選考する。

2 学長は、前項に定める免除候補者の選考結果を踏まえて、免除者を決定する。

(検討会)

第8条 検討会は、次の者をもって構成する。

(1) 学部学生に係る検討会

- ア 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
- イ 各学部長
- ウ 各学科長
- エ 当該クラス担任(1人以上)

(2) 大学院学生に係る検討会

- ア 教務・学生支援を所掌する担当学長補佐
- イ 各大学院研究科長
- ウ 当該専攻主任

2 検討会に座長を置き、前項各号に掲げる教務・学生支援を所掌する担当学長補佐をもって充てる。

3 座長は、検討会の議事結果を、学長に報告する。

(事務)

第9条 この取扱いに関する事務は、教務部学生支援・国際交流課が行う。

(附則)

この取扱いは、平成28年10月26日に制定し、同日から施行する。

別表第1 (第3条・第5条関係)

罹災状況	証明書等
1. 災害救助法適用地域に居住し、当該災害により、学資負担者が居住する家屋が全壊、大規模半壊又は半壊し、家屋の原状回復のために多額の費用を要したことから、授業料等の支弁が極めて困難であると認められる場合	①収入を証明する書類 (直近の源泉徴収票又は確定申告書等の控えの写し。無収入の場合は非課税証明書。) ②罹災証明書の写し
被災状況	証明書等
2. 原発事故による避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域(旧警戒区域又は旧計画的避難区域))に、被災当時、学資負担者が居住し、現在においても避難生活を継続していることから、授業料等の支弁が極めて困難であると認められる場合	①収入を証明する書類 (直近の源泉徴収票又は確定申告書等の控えの写し。無収入の場合は非課税証明書。) ②被災時の住所が確認できる公的書面(住民票、届出避難場所証明書の写し等)

別表第2 (第6条関係)

対象災害	罹災状況				被災状況
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	避難生活を継続している
東日本大震災	一部(半額)免除	一部(半額)免除	一部(半額)免除	免除しない	—
平成28年台風第10号	一部(半額)免除	一部(半額)免除	一部(半額)免除	免除しない	—
原発事故	—				一部(半額)免除

※1. 授業料等とは、授業料、実験実習費、教育充実費及び施設設備費をいう。

※2. 家屋の損壊状況とは、罹災証明書に記載された、罹災状況をいう。

※3. 半額とは、平成28年度に納付すべき授業料等の額の半額をいう。